

加古川市女性人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、審議会等における男女共同参画を推進する指針（令和3年4月1日市民協働部長決定）に基づき、審議会等における女性委員の登用の拡大を図るため、加古川市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、法律又は条例により設置された附属機関及び規則、要綱等に基づき設置された審議会、委員会等とする。

(登録の対象者)

第3条 女性人材バンクへ登録できる者は、次に掲げる各号すべてを満たす者とする。

- (1) 20歳以上74歳未満の女性
- (2) 本市に在住、在勤、在学または団体等の活動拠点を有する者
- (3) 市政に関心があり、まちづくりに意欲をもって貢献できる者
- (4) 本市の一般職員（会計年度任用職員を除く。）、常勤の特別職の職員または地方公共団体の議会議員及び国会議員でない者
- (5) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例第6条第1項に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

(登録の方法)

第4条 女性人材バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を加古川市女性人材バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に記入し、市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者の住所、氏名、生年月日、電話番号その他の連絡先、職業等
- (2) 申込者の審議会等委員への参加の有無及びその所属した機関の名称、任命機関名及び任期
- (3) 所属している団体等がある場合は、その名称、活動内容等
- (4) 市民活動、まちづくり活動等に参加した経験のある場合は、その内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 市長は、前項に規定する申込書を受理したときは、これを速やかに審査し、当該申込者を女性人材バンクに登録するか否かを決定し、その結果を加古川市女性人材バンク登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

3 女性人材バンクに登録しない決定をした申込者に対しては、市長は、前項の通知をするにあたり、その理由を付さなければならない。

(台帳の登録)

第5条 市長は、前条第2項の規定により、申込者を女性人材バンクに登録することを決定したときは、加古川市女性人材バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に当該申込者に関して申込のあった事項を登録する。

(登録の期間等)

第6条 女性人材バンクの登録期間は、登録台帳に登録した日から登録台帳に登録された者（以下「被登録者」という。）から登録の抹消の申出があった日までとする。

- 2 前項の申出は、加古川市女性人材バンク登録抹消申込書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に関わらず、登録が不適当と認めるときは、これを抹消することができる。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、文書により被登録者に通知する。

(登録内容の変更等)

第7条 被登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に申出なければならない。

- 2 前項の申出は、加古川市女性人材バンク登録内容変更申込書(様式第4号)により行うものとする。
- 3 被登録者が登録内容の変更または削除を申出たときは、市長は速やかにこれを変更し、削除する。

(登録台帳の管理)

第8条 登録台帳は、市民協働部市民活動推進課長(以下「管理者」という。)が管理する。

- 2 管理者は、登録台帳を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、厳重に管理しなければならない。
- 3 管理者は、登録台帳の個人情報を委員等の選出以外の目的のために使用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 被登録者本人の同意があるとき
- (2) 公益上の必要、その他相当の理由があると市長が認めるとき

(登録台帳の閲覧)

第9条 審議会等の委員を選出しようとする所属長(以下「審議会等担当所属長」という。)は、登録台帳を閲覧しようとするとき、加古川市女性人材バンク登録台帳閲覧申請書(様式第5号)に必要な事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

- 2 審議会等担当所属長は、当該閲覧によって得た情報を、委員の選出以外の目的に使用してはならない。
- 3 審議会等担当所属長は、登録台帳の閲覧によって、被登録者が審議会等の委員に選出されたときは、その旨を速やかに管理者に通知しなければならない。

(情報の提供)

第10条 市長は、被登録者に対して必要に応じて、随時審議会等の委員の募集等についての情報を提供するものとする。

(その他)

第11条 女性人材バンクの運営及び管理に関して必要な事務は、市民協働部市民活動推進課において行う。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。